

令和6年第5回岐阜県議会定例会

教育警察委員会資料
(条例その他議案)

○議第146号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

令和6年12月16日

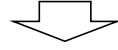
岐阜県警察本部

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

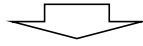
警察本部運転免許課

【背景】

道路交通法及び関係規定の改正により
 ① 運転免許証とマイナンバーカードの一体化
 ② 運転免許の更新時講習のオンライン化
 が制度化

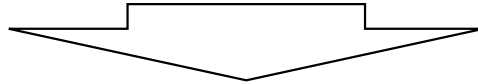


道路交通法施行令（標準手数料）の改正



岐阜県警察関係手数料徴収条例の改正（施行日：令和7年3月24日）

- ① 運転免許証とマイナンバーカードの一体化
 マイナンバーカードのICチップに免許情報を記録
- ② 運転免許の更新時講習のオンライン化
 オンラインで講習の受講が可能



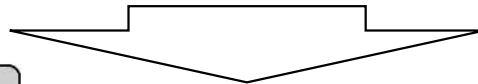
【概要】

- 更新手数料（免許更新時） ※ 免許情報が記録されたマイナンバーカード

	ケース1	ケース2	ケース3
保有形態	免許証のみ	マイナ免許証 [※] のみ	免許証とマイナ免許証 [※] (2枚持ち)
手数料	新 2,850円	2,100円	2,950円
	旧 2,500円		

- 講習手数料

更新区分		優良運転者	一般運転者	違反運転者
手数料	オンライン講習	200円	200円	—
	対面式講習	500円	800円	1,400円



【改正による利点】

《運転免許証とマイナンバーカードの一体化》

- 更新手数料が安価 → 上図の太枠部分
- 住所等の変更は、自治体に届け出るのみで完了
- オンラインで講習の受講が可能（優良及び一般運転者のみ）

《更新時講習のオンライン化》

- 講習手数料が安価 → 上図の太枠部分
- 自宅等における受講が可能

議第四百四十六号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項第一号イ中「一、五五〇」を「一、六五〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「四、一〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、「行う試験」の下に「(以下この表において「技能試験」という。)」を、「規定する確認」の下に「(以下この表において「技能試験等」という。)」を加え、「試験又は確認」を「技能試験等」に、「六、六〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同項第二号イ中「一、七五〇」を「一、九〇〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「二、五五〇円」を「二、五〇〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第三項に規定する確認をその試験又は確認」を「技能試験等をその技能試験等」に、「三、三五〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同項第三号イ中「一、七五〇」を「一、八五〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「二、六〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第三項に規定する確認をその試験又は確認」を「技能試験等をその技能試験等」に、「四、〇五〇円」を「四、五五〇円」に改め、同項第四号イ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ロ中「一、五〇〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第五号イ中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「四、八〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験」を「技能試験をその技能試験」

に、「七、六五〇円」を「七、四五〇円」に改め、同項第六号イ中「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に改め、同号ロ中「一、五五〇」を「一、六五〇」に改め、同号ハ中「二、九〇〇円」を「二、九五〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験」を「技能試験をその技能試験」に、「四、三五〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表十三の項第一号中「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に改め、同項第二号中「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同表十四の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表十五の項を次のように改める。

<p>十五 法第九十条第一項又は第九十五条の第二十一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>運転免許証交付手数料</p>	<p>1 法第九十二条第一項の規定による交付</p>	<p>イ 令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付に係るもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>二、一〇〇円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、一、九〇〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一〇〇円</p>
			<p>ロ イに掲げるものの以外のもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>二、三五〇円（複数免許取得者に対する交付にあつては、二、一五〇円に与える免許一種類ごとに</p>

2 法第九十五条の二第十一項 の規定による交付			
一通に つき			
			二〇〇円を加えた 額)。ただし、仮運 転免許に係るものに あつては、一、一〇 〇円
			二、五五〇

別表第一七の表十六の項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

				十六の二 法第 九十五条の二 第三項の規定 による特定免 許情報の記録
				特定免 許情報 記録手 数料
		1 法第九 十五条の 二第六項 の規定に よる申出 をする場 合	イ 特定試験免除 者に対する記録 に係るもの	
		ロ イに掲げるも の以外のもの		
2 法第一百一条の四の二第二項 の規定による申出（以下この 表において「更新時不交付申 出」という。）をする場合				
		一件に つき	一件に つき	
				一、三五〇円（複数 免許取得者に対する 記録にあつては、 一、一五〇円に与え る免許一種類ごとに 二〇〇円を加えた 額）
				一、五五〇円（複数 免許取得者に対する 記録にあつては、 一、三五〇円に与え る免許一種類ごとに 二〇〇円を加えた 額）
				八〇〇

		<p>3 法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、五〇〇円。ただし、法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円</p>
<p>十六の三 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>免許情報記録書換手数料</p>	<p>1 免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換えに係るもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>一〇〇</p> <p>一、五五〇円（複数免許取得者に対する書換えにあつては、一、三五〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）</p>

別表第一七の表十八の項中「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、二〇〇円」を

「二、一五〇円」に改め、同表十八の二の項中「三、五五〇」を「三、六五〇」に改め、同表二十の項第一号中「二三、四〇〇円」を「二三、七五〇円」に改め、同項第二号中「一九、五〇〇円」を「一九、八〇〇円」に改め、同項第三号中「一四、七〇〇円」を「一四、四五〇円」に改め、同項第四号中「二二、五〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表二十二の項第一号中「二四、五五〇円」を「二五、一〇〇円」に改め、同項第二号中「二一、八五〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項第三号中「九、六五〇円」を「九、九五〇円」に改め、同項第四号中「二二、四五〇円」を「二二、八五〇円」に改め、同表二十三の項第一号中「一、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に改め、同項第二号中「一、七五〇円」を「一、九五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七五〇円」に改め、同項第三号中「一、六五〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、同項第四号中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同表二十四の項及び二十五の項を次のように改める。

<p>二十四 法第百一条第一項又は第百一条の二第一項に規定する運転免許証等の更新</p>	<p>運転免許証等更新手数料</p>	<p>1 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	<p>イ 法第百一条の二の二第一項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、七五〇</p>
<p>ロ 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、三〇〇</p>	<p>ハ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、八五〇</p>

<p>2 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	<p>イ 経由申請をする場合であつて、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、〇〇〇</p>
	<p>ロ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、九五〇</p>
<p>3 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</p>	<p>イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、五〇〇</p>
	<p>ロ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、八五〇</p>
<p>ハ 経由申請をしない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、九五〇</p>	

二十五 法第百一条の二の二第一項に規定する運転免許証等の更新申請書の經由	運転免許証等更新申請書經由手数料	1 經由地書換申出をする場合 2 經由地書換申出をしない場合	一件につき 一件につき	一、七〇〇 七五〇
--------------------------------------	------------------	-----------------------------------	----------------	--------------

別表第一七の表二十六の項中「第四百条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百五条の二第二項の規定による」に、「一、一〇〇」を「一、一五〇」に改め、同項の次に次のように加える。

二十六の二 法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料		一件につき	九〇〇円。ただし、法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第五項の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この表において「府令」という。）第三十条の十一第一項に規定する運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円
---------------------------------	-------------	--	-------	--

別表第一七の表二十七の項中「第四百条の四第七項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。二十九の項において「府令」という。）第三十条の十三第一項」を「第百五条の二第五項の規定に基づく府令第三十条の十一第一項」に、「一、一〇〇」を「一、一五〇」に改め、同表二十八の

項中「二、三五〇」を「二、二五〇」に改め、同表二十九の項第一号中「七五〇」を「八五〇」に改め、同項第二号中「二、三五〇」を「二、四〇〇」に改め、同項第四号イ中「四、四五〇」を「四、六五〇」に改め、同号ロ中「三、五〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同号ハ中「二、八〇〇」を「三、〇五〇」に改め、同項第五号イ中「四、一五〇」を「四、三〇〇」に改め、同号ロ中「四、〇〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同項第六号中「一、五〇〇」を「一、七五〇」に改め、同項第七号中「三、一〇〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第八号中「一、四〇〇」を「一、八五〇」に改め、同項第九号中「七五〇」を「九〇〇」に改め、同項第十号イ中「二、一五〇」を「二、三〇〇」に改め、同号ロ中「二、〇五〇」を「二、一五〇」に改め、同号ハ中「二、七〇〇」を「二、八五〇」に改め、同号ニ中「二、五五〇」を「二、七〇〇」に改め、同号ホ中「二、四五〇」を「二、五五〇」に改め、同項第十一号イ中「第九十二条の二第一項の表備考一の二」を「第九十五条の六第一項の表備考一のロ」に、

五〇〇

を

五〇〇円。ただし、岐阜県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、二〇〇円

に改め、同号ロ中「第九十二条の二第一項の表備考一の三」を「第

八〇〇円。ただし

九十五条の六第一項の表備考一のハ」に、

八〇〇

を

オンライン講習
あつては、二〇〇〇

、
円

に改め、同号ハ中「第九十二条の二第一項の表備考一の4」を「第九十五条の六第一項の

表備考一のニ」に、「第三十八条第十一項本文」を「第三十八条第十一項第一号本文」に、

「二、三五〇」を「一、四〇〇」に、

八〇〇

を

八〇〇円。ただし、
オンライン講習に
あつては、二〇〇円

に改め、同項第十二号イ中「六、四五〇」を「六、六〇〇」に改め、同号ロ中「二、九〇〇」を
「二、九五〇」に改め、同項第十三号イ中「九、〇五〇」を「九、三五〇」に改め、同号ロ中
「二二、五〇〇」を「二二、九〇〇」に改め、同項第十四号中「二、二五〇」を「二、六〇〇」
に改め、同項第十五号中「又は第十六号」を削り、「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同
号の次に次のように加える。

16 法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習

一時間につき

二、〇五〇

別表第一七の表三十の項第一号中「六、四五〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第二号中
「二、九〇〇」を「二、九五〇」に改め、同表三十一の項中「九〇〇」を「一、〇〇〇」に改
め、同表附表第一一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、
六五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」
に改め、同表二の項中「六、七〇〇円」を「六、三五〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、二五
〇円」に、「二、一〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に改
め、同表五の項中「二、三五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、八五〇
円」に、「二、六五〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表六の項中「二、〇五〇円」を「二、
〇〇〇円」に、「二、五五〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」
に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、三
五〇円」を「二、九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表備考第二号

中「五〇〇円」を「五五〇円」に、「三〇〇円」を「三五〇円」に改め、別表第一七の表附表第二一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表六の項中「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、四〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九五〇円」に改め、同表備考第二号中「準中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るものにあつては、一五〇円」を「又は準中型自動車免許に係るものにあつては二〇〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては一五〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては五〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

提 案 説 明

道路交通法の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。